

日本高度実践看護学会 会則委員会細則

(設置と目的)

第1条 一般社団法人日本高度実践看護学会に、会則の策定と改訂を通じて、学会活動の制度的基盤の確立を図ることを目的とした会則委員会（以下「委員会」という）を設置する。

(構成)

第2条 本委員会は委員長1名、副委員長1名、委員2名程度をもって構成する。

2 委員長は、理事の中から、理事長が委嘱する。

3 委員は、正会員の中から、委員長の推薦により、理事会の議を経て理事長が委嘱する。

4 副委員長は、次のいずれかの方法により選任する。

一 理事の中から、理事長が指名する場合

二 前号による指名がない場合は、委員会委員の中から委員長が指名し、理事長が承認する場合

(職務)

第3条 委員長は、会を統括し、会則作成・改訂に関する責務を担う。

2 委員は会則作成・改訂に関する実務を分担する。

3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代行する。また、委員長の指示に基づき、委員会の運営に関する事項を分担することができる。

(任期)

第4条 委員長、委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、2任期を上限とする。

2 委員に欠員が生じた場合の補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集し議長を務める。

2 委員長は必要と認める場合、電子メール等による会議を開催することができる。

3 委員長は必要と認める場合、委員会に構成員以外の者の出席を求めることができる。

(所掌事項)

第6条 委員会は会則に係わる次の事項を審議し、その実務にあたる。

1 定款の改定案の作成

2 規程類の設置、条項の見直しに関すること

3 学会活動に関する規程等の整備に向けた調整および助言

4 他委員会から提案された規程等の整備に向けた調整および助言

5 その他、委員会あるいは理事会が必要と認めた事項

(改廃)

第7条 本細則の改廃は、会則委員会及び理事会の承認を経て行う。

(附則)

1 この細則は令和7年10月19日から施行する。

2 この細則は令和7年12月14日に一部改正する。